

# 新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第5回委員会

平成29年12月6日

# 3次スクリーニングの評価結果(案)について

# (1) 評価項目(第4回委員会における決定事項)

## ア 評価項目

### ◆自然的条件による項目

- ①地形判読(委員からの提案項目)
- ②希少野生植物の生息地

### ◆社会的条件による項目

- ①建物の立地状況
- ②保育所、幼稚園、学校、病院、診療所の立地状況
- ③水道水源の状況
- ④文化財の位置
- ⑤神社・仏閣の位置
- ⑥進入道路整備の必要性
- ⑦廃棄物運搬の利便性(委員からの提案項目)

## イ 評価項目毎の評価基準(第4回委員会決定事項)

調査方法	評価項目		評価項目毎の評価基準			備考
			○	△	×	
既存資料による机上調査	自然的条件	地形判読	×以外	—	土砂災害に対する大規模な対応必要	委員提案
		希少野生植物の生息地	2000m以内に無し	2000m以内に有り	調査対象地内に有り	要領
	社会的条件	建物の立地状況	1000m以内に無し	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領
		保育所、幼稚園、学校の立地状況	〃	〃	〃	〃
		病院、診療所の立地状況	〃	〃	〃	〃
		水道水源の状況	〃	上流1000m以内に有り	下流1000m以内に有り	指導要綱
		文化財の位置	〃	500m超え1000m以内に有り	500m以内に有り	要領
		神社・仏閣の位置	〃	〃	〃	〃
		進入道路整備の必要性(拡幅)	整備不要	2000m以下の整備必要	2000m超える整備必要	〃
		進入道路整備の必要性(新設)	〃	〃	〃	〃
廃棄物運搬の利便性	16.4km以内	16.4kmを超える	—	委員提案		

## ウ 第4回委員会審議における主な意見

- ・希少野生植物だけでなく、移動性の小さい動物についても考慮すること
- ・評価項目毎の評価は、○△×で行い、その結果をどう判定するのは委員会において審議する

## (2) 評価結果(案)

### ア 評価項目毎の評価

#### ①地形判読

- ・過去に発生した土砂移動の痕跡である“地すべり地形”、“崩壊の跡地”及び軟弱地盤等を国土地理院の地形図(1/25,000)及び国立研究開発法人産業技術総合研究所等の既存資料等 ※を用いて判読するとともに、地質の分布情報を加えて長期的に同様の土砂移動現象が発生する可能性を評価
- ・今回用いた地形図は縮尺が1/25,000であることから、これによって判読できる土砂移動の痕跡は大規模なものということになる。このような痕跡のある場所においては、斜面の掘削工事を施工することにより土砂移動現象を誘発する可能性があることから、大規模な開発行為には適していない
- ・本委員会では、当初から防災の観点に重きを置いている

※国土地理院(地形図(1/25000)、10mDEM)、国立研究開発法人産業技術総合研究所(20万分の1シームレス地質図)、国立研究開発法人防災科学技術研究所(地すべり地形分布図)

- ・地形判読の結果、大規模な土砂移動の痕跡が確認できる8箇所を「×」、それ以外の19箇所を「○」とする

## ②希少野生動植物の生息地

- ・希少野生動植物の保護の観点から、希少野生動植物の生息地と2次調査対象地の位置関係を評価

### (ア)希少野生植物の生息地

- ・生息地情報は、県立牧野植物園へ照会  
※生息地情報は、非公開情報であるため取扱い注意
- ・第4回委員会資料では、生息地が調査対象地から2km以内の範囲にあれば「△」、調査対象地内にあれば「×」とするとしていたが、第4回委員会審議における「生息地は多数あり、ほとんどの場所が△、×となる」との意見を受け、評価の基準を再検討することとした

- ・対象とする植物は、高知県レッドリスト(植物編)2010年改訂版における絶滅危惧 I 類(CR、EN)以上の種及び高知県希少野生動植物保護条例第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物(植物は4種)とし、このレッドリストで判定されていない種は、環境省レッドリスト2012における絶滅危惧 I 類(CR、EN)以上の種を評価の対象とする
- ・生息地情報は、1km×1kmのメッシュ図による情報であるため、調査対象地とメッシュ図を重ね合わせて確認する
- ・生息地(メッシュ図)と調査対象地の重ね図を植物の専門家である委員に確認いただき、生息地と調査対象地が重なった場合は「△」、重ならない場合は「○」とし、「×」は判定しないこととする。ただし、○又は△評価であっても建設予定地に決定した箇所は、環境アセスメントによる調査を実施する

- ・確認した結果、生息地と調査対象地が重なる7箇所が「△」となり、それ以外の20箇所が「○」となる

## (イ) 希少野生動物の生息地

- ・第4回委員会資料では、動物は移動等もあることから生息地調査が必要となるが、全箇所において生息地調査を行うことは難しいことから評価の対象から除くとしていたが、第4回委員会審議における「移動性の小さい動物については、考慮すること」との意見を受け、改めて移動性の小さい動物の生息地と2次調査対象地の位置関係を評価することとした

- ・動物の生息地情報は、各種の専門家が個人所有する情報であり一元化されたデータは存在しない。このため、高知県希少野生動植物保護条例第7条第1項の規定による県指定希少野生動植物(動物は7種)のうち移動性の小さい種を評価の対象とする
- ・うえの7種のうち、ツキノワグマは移動性が大きいこと、イドミミズハゼ、トビハゼ、シオマネキは汽水域や干潟に生息しており調査対象地はこのような場所ではないため評価の対象から外し、ヒナイシドジョウ、トサシマドジョウ、ヒラコベソマイマイの3種を評価の対象とし、それぞれの専門家に生息地を確認する

※生息地情報は、各専門家が個人所有する情報であり取扱い注意

- ・専門家に生息地を確認した結果、ヒナイシドジョウ及びヒラコベソマイマイの生息地は、調査対象地に確認されなかったが、トサシマドジョウの生息地である3河川の流域内に調査対象地が4箇所確認された
- ・生息地(3河川の流域内)と調査対象地が重なる場合は「△」、重ならない場合は「○」とし、「×」は判定しないこととする。ただし、○又は△評価であっても建設予定地に決定した箇所は、環境アセスメントによる調査を実施する

・確認した結果、生息地と調査対象地が重なる4箇所が「△」となり、それ以外の23箇所が「○」となる

## (ウ) 環境アセスメントによる確認

希少野生動植物の生息地については、建設予定地が決定した後の環境アセスメントで文献及び現地調査を実施し、新たな生息地が確認された場合には対策を講じることが必要となる

### ③建物の立地状況

- ・廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に建物等が無いことが望ましいため、建物(保育所、幼稚園、学校、病院、診療所、神社・仏閣を除く)の立地状況を評価
  - ⇒ 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲にある建物を地形図(1/25,000)により確認
  - ⇒ 集落を明確に定義するものは無いことから、調査対象地から建物までの距離により評価

○: 1000m以内に無し    △: 500m超え1000m以内に有り    ×: 500m以内に有り

・確認の結果、「○」は1箇所、「△」は7箇所、「×」は19箇所となる

### ④保育所、幼稚園、学校の立地状況

- ・廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に保育所等が無いことが望ましいため、各施設の立地状況を評価
  - ⇒ 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲にある各施設の位置を各市町村HP掲載の住所及び国土交通省の国土数値情報により確認

○: 1000m以内に無し    △: 500m超え1000m以内に有り    ×: 500m以内に有り

・確認の結果、「○」は22箇所、「△」は4箇所、「×」は1箇所となる

## ⑤病院、診療所の立地状況

- ・廃棄物運搬車両や処分場での埋立作業による騒音・振動等の影響を考慮すると、近辺に病院等が無いことが望ましいため、各施設の立地状況を評価  
⇒ 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲にある各施設の位置を健康政策部医事薬務課HP掲載の住所により確認

○: 1000m以内に無し    △: 500m超え1000m以内に有り    ×: 500m以内に有り

・確認の結果、「○」は26箇所、「△」は1箇所、「×」は0箇所となる

## ⑥水道水源の状況

- ・新施設の処理水は無放流を予定しているが、「高知県産業廃棄物処理指導要綱」では、「水道の取水地点から上流1000m以内の区域では原則として最終処分場を設置してはならない」としていることから、水道水源の状況を評価  
⇒ 調査対象地から1000m以内の範囲にある水道水源の位置を健康政策部食品・衛生課所有の水道水源(開発水、河川自流、伏流水、井戸、湧水)の位置図により確認  
※水道水源の位置情報は、非公開情報であるため取扱い注意

○: 1000m以内に無し    △: 上流1000m以内に有り    ×: 下流1000m以内に有り

・確認の結果、「○」は21箇所、「△」は5箇所、「×」は1箇所となる



## ⑦文化財の位置

- ・建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から文化財を保護する観点から、調査対象地周辺の文化財の位置を評価
  - ⇒ 史跡・名勝・天然記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地は、選定エリアの除外区域として除外しているが、調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲にある史跡・名勝・天然記念物等の位置をGIS上で確認
  - ⇒ これら以外の文化財は、国指定文化財(重要文化財)、国登録有形文化財、県指定文化財、市町村指定文化財のうち、移動できる美術工芸品(絵画、仏像、古文書等)を除く有形の文化財及び市町村指定の史跡・名勝・天然記念物とする
  - ⇒ 位置情報は、県教育委員会文化財課、各市町村の教育委員会へ照会して確認

○: 1000m以内に無し    △: 500m超え1000m以内に有り    ×: 500m以内に有り

・確認の結果、「○」は11箇所、「△」は9箇所、「×」は7箇所となる

## ⑧神社・仏閣の位置

- ・建設工事に伴う土地の改変や廃棄物運搬車両による影響から神社・仏閣を保護する観点から、調査対象地周辺の神社・仏閣の位置を評価
  - ⇒ 調査対象地から1000m以内(計画・設計・管理要領に準拠)の範囲にある神社・仏閣の位置を地形図(1/25,000)により確認
    - ※地形図以外の資料による位置情報の把握を試みたが、全神社・仏閣を網羅した位置情報は確認できなかった。
  - なお、現地踏査において、調査対象地近辺の状況を確認する

○: 1000m以内に無し    △: 500m超え1000m以内に有り    ×: 500m以内に有り

・確認の結果、「○」は5箇所、「△」は13箇所、「×」は9箇所となる

## ⑨進入道路整備の必要性

・第4回委員会では、進入道路の整備延長の長短が事業費に影響を与えるため、車両が進入できる最寄りの道路(国道、県道、市町村道、林道、農道)から施設までの進入道路の整備が必要となる延長(道路新設延長や拡幅延長)を次のとおり判断して評価することとしていた

⇒ 最寄り道路から調査対象地までの区間を地形図(1/25,000)で確認し、次の判断を行う

- ・既設道路が無い : 進入道路の新設が必要
- ・幅3.0m未満の道路がある : 道路の拡幅が必要

・地形図から確認できた既存道路は、尾根に存在する道路、谷地形の下流側から進入する道路、建物の近くを通過する道路等様々であり、現地において実際の道路状況(幅員や線形、道路沿いの土地の状況等)を確認しないと正確な判断、評価ができないことが判明した

(例) 今回の判断で、進入路整備は「拡幅」としていても、現地踏査で道路状況を確認すると「新設が必要」となることも有り得る

・進入道路整備の必要性は、現地踏査の結果を踏まえて評価することとし、3次スクリーニングの評価項目から除く

## ⑩廃棄物運搬の利便性

- ・第4回委員会では、廃棄物運搬の利便性は、廃棄物発生量の多い県中央部により近い方が高いことから、県中心部（県庁）からの距離を評価することとしていた  
⇒ 運搬距離は、運搬車両の通行するルートによって異なるため、県庁を中心とする円（距離）により評価

- ・より実態に近い運搬距離（道路距離）を基に評価を行わないと利便性を判断することは難しいと考え、選定エリア（高知市中心部から自動車により概ね1時間で到達できる範囲）の検討時に使用した道路交通センサスを基に、県庁から調査対象地の最寄りの幹線道路（国道、県道、2車線の市町村道）までの距離を算定し、評価を行った

○：28.9km以内    △：28.9kmを超える

28.9km：県庁からエコサイクルセンターまでの道路距離

- ・確認の結果、「○」は13箇所、「△」は14箇所となる

## イ 評価結果の整理

- 評価が多く、かつ×評価が少ない箇所ほど、最終処分場の整備に適した箇所と言えるため、評価結果の集計を「○の多い箇所」→「×の少ない箇所」の順で整理すると、表①のとおりとなる

- 本委員会では防災の観点に重きを置いており、地形判読の結果「×評価」となる8箇所は防災の観点から最終処分場の整備に望ましくないとして除外すると、表②のとおりとなる

表①

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
8	2	0	1 (0)	1
8	1	1	1 (1)	2
7	2	1	4 (1)	6
7	1	2	1 (0)	7
6	4	0	2 (0)	9
6	3	1	5 (1)	14
6	2	2	6 (1)	20
6	1	3	2 (0)	22
5	4	1	1 (1)	23
5	2	3	2 (1)	25
4	1	5	1 (1)	26
1	6	3	1 (1)	27
合計			27 (8)	

※( )は地形判読「×評価」箇所

表②(地形判読「×評価」箇所を除外した場合)

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
8	2	0	1	1
7	2	1	3	4
7	1	2	1	5
6	4	0	2	7
6	3	1	4	11
6	2	2	5	16
6	1	3	2	18
5	2	3	1	19
除外			8	
合計			27	

- 防災の観点を重視して表②によって評価することとし、集計順上位11箇所(黄色)について、評価結果毎に分析を行うこととする

# ウ 評価結果の分析

①評価項目毎に△評価と×評価の分布をまとめると、次の表のとおりとなる

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価					
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等
8	2	0	42			●						●						
7	2	1	15							●	●		●					
			19						●	●		●						
			88						●	●		●						
7	1	2	44					●				●					●	
6	4	0	23		●	●					●	●						
			45	●		●			●		●							
6	3	1	18							●	●	●	●					
			37	●		●					●	●				●		
			51		●						●	●		●				
			104				●				●	●		●				
6	2	2	8				●					●	●				●	
			36						●			●	●				●	
			43	●			●						●					●
			102	●							●			●				●
			107	●							●			●				●
6	1	3	13								●	●				●	●	
			38								●	●				●	●	
5	2	3	16		●						●	●				●	●	
合計			19箇所	5	3	4	3	0	3	8	9	8	15	0	0	0	6	7

植物: 希少野生植物の生息地  
 動物: 希少野生動物の生息地  
 建物: 建物の立地状況  
 保育所等: 保育所、幼稚園、学校の立地状況  
 病院等: 病院、診療所の立地状況  
 水道水源: 水道水源の状況  
 文化財: 文化財の位置  
 神社等: 神社・仏閣の位置  
 利便性: 廃棄物運搬の利便性

<参考>除外箇所(地形判読が「×評価」)

8	1	1	41									●						
7	2	1	103			●						●						
6	3	1	68			●					●	●						
6	2	2	91						●			●						
5	4	1	24	●		●					●	●						
5	2	3	56		●							●	●					●
4	1	5	46							●		●	●		●			●
1	6	3	90	●			●	●	●		●	●	●			●		

・評価項目毎にさらに分析を行う

②「保育所、幼稚園、学校の立地状況」、「病院、診療所の立地状況」、「水道水源の状況」

これらの評価項目は、生活するうえで特に配慮すべきものと考えられるため評価結果をさらに分析する

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価					
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等
8	2	0	42			●							●					
7	2	1	15							●	●		●					
			19						●	●		●						
			88						●	●		●						
7	1	2	44					●				●					●	
6	4	0	23		●	●					●	●						
			45	●		●			●		●							
6	3	1	18						●	●	●	●						
			37	●		●					●						●	
			51		●					●	●	●	●					
			104				●			●	●		●					
合計			11箇所	2	2	4	1	0	2	6	8	4	7	0	0	0	1	1

・「×評価」の箇所は無い

・保育所等の「△評価」1箇所は、現在は休校中の小学校であり、調査対象地から約740m離れていることや、山の尾根により分断されており、新施設からの直接的な影響は小さいと考えられる

・水道水源の「△評価」2箇所は、調査対象地より上流(標高の高い場所)1000m以内であることから、新施設からの直接的な影響は考えにくい

・現地踏査において、保育所等が接する道路が進入道路となる可能性等について確認を行う

・3次スクリーニングの段階では、新施設の整備による大きな影響はないと考える

③「希少野生植物の生息地」、「希少野生動物の生息地」

次に、希少野生植物、動物の生息地について分析する

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価							
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等		
8	2	0	42			●						●								
7	2	1	15							●	●		●							
			19						●	●		●								
			88						●	●		●								
7	1	2	44						●			●						●		
6	4	0	23		●	●					●	●								
			45	●		●			●		●									
6	3	1	18							●	●	●	●							
			37	●		●					●							●		
			51		●					●		●	●							
			104				●			●	●		●							
合計			11箇所	2	2	4	1	0	2	6	8	4	7	0	0	0	0	1	1	

- ・希少野生植物の生息地情報は、広範囲(1km×1km)の情報であり、調査対象地とその広範囲の生息地の重なりは、調査対象地の一部のみである
- ・希少野生動物については、トサシマドジョウが生息する3河川の流域内での開発行為には配慮が必要と専門家からの意見があることから、3河川の流域内にある調査対象地は新施設の整備には適していないと考えられる

・希少野生動物の生息地が「△評価」の2箇所は、選定から外すべきであるとする

#### ④「文化財の位置」、「神社・仏閣の位置」

次に、文化財の位置、神社・仏閣の位置について分析する

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価							
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等		
8	2	0	42			●														
7	2	1	15							●	●		●							
			19						●	●		●								
			88						●	●		●								
7	1	2	44						●			●						●		
6	4	0	23		●	●					●	●								
			45	●		●			●			●								
6	3	1	18							●	●	●	●							
			37	●		●					●	●					●			
			51		●						●		●	●						
			104				●				●	●		●						
合計			11箇所	2	2	4	1	0	2	6	8	4	7	0	0	0	0	1	1	

- ・文化財の「×評価」は、調査対象地と周知の埋蔵文化財包蔵地が近接(約40m)していることから、工事に伴う掘削が影響を及ぼす可能性がある(工事前の試掘、又は工事により埋蔵文化財が発掘される可能性もある)
- ・神社等の「×評価」は、調査対象地から約470m離れており、河川を挟んだ対岸に位置していることから、新施設からの直接的な影響は小さいと考えられる
- ・「△評価」は、調査対象地から500m超離れていることから、新施設からの直接的な影響は小さいと考えられる。なお、調査対象地付近の文化財等へ影響を与えないように進入道路等の設計を行う際に配慮することは可能である

・文化財の位置が「×評価」の1箇所は、選定から外すべきであるとする





## ⑥11箇所の分析まとめ

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価						
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	
8	2	0	42			●							●						
7	2	1	15								●	●		●					
			19								●	●		●					
			88									●	●		●				
7	1	2	44						●				●					●	
6	4	0	23		●	●					●	●							
			45	●		●			●			●	●						
6	3	1	18							●	●	●	●						
			37	●		●					●	●					●		
			51		●						●	●	●	●					
			104				●				●	●	●	●					
6	2	2	8				●						●					●	
			36						●			●		●				●	
			43	●			●							●				●	
			102	●							●			●					●
			107	●							●			●					
6	1	3	13									●	●				●	●	
			38										●	●				●	●
5	2	3	16		●							●	●				●	●	
合計			19箇所	5	3	4	3	0	3	8	9	8	15	0	0	0	6	7	

・分析の結果、11箇所から動物が△評価の2箇所及び文化財が×評価の1箇所を除く8箇所(上表の黄色)を選定することとする

・想定する10箇所程度より少ないため、残りの8箇所(赤枠箇所)についても個別に評価内容を確認しておく

## ⑦8箇所の個別確認

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価								
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等			
6	2	2	8				●						●	●				●			
			36						●			●			●				●		
			43	●			●								●						●
			102	●								●			●						●
			107	●								●			●						●

### 【No.8】

- ・保育所等は、約690m離れた小学校(休校中)であり、山の尾根と河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる
- ・文化財は、近接(約50m)した周知の埋蔵文化財包蔵地であり、工事に伴う掘削が影響を及ぼす可能性がある(工事前の試掘、又は工事により埋蔵文化財が発掘される可能性もある)
- ・建物は、約460m離れており、山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる
- ・高知市から概ね1時間圏域ではあるものの、高知市中心部からの距離は40kmを超える

### 【No.36】

- ・水道水源は、調査対象地より上流(標高の高い場所)で約770m離れており、直接的な影響は考えにくい
- ・文化財は約410m、神社等は約880m離れており、山の尾根や河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる
- ・建物は、約210m離れており、山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる

### 【No.43】

- ・保育所等は、約770m離れた保育所(休所中)であり、山の尾根と河川で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる
- ・希少野生植物の生息地(1km×1km)と調査対象地の重なりは、調査対象地の一部のみである
- ・神社等は約260m、建物は約350m離れており、山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる

### 【No.102、107】

- ・希少野生植物の生息地(1km×1km)に、調査対象地内の平坦地(概ね1.3ha)の全域が重なっている
- ・文化財は、国指定天然記念物(甲原松尾山のイチバナ群落)であり、調査対象地から約660m離れているものの、調査対象地内の平坦地は、指定地である松尾山の尾根伝い(西側)となっている
- ・建物は、調査対象地より標高の低い場所であり、直接的な影響は小さいと考えられる

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価						
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	
6	1	3	13										●	●				●	●
			38											●	●				●

**【No.13】**

・文化財、神社等は、県指定天然記念物(桑の川の鳥居杉)と神社が調査対象地の下流(谷の入口)に近接(約70m)しており、新施設の整備に伴う大型車両の通行等による影響が考えられるため

**【No.38】**

・文化財は約470m、神社等は約310m、建物は約340m離れており、それぞれ山の尾根で分断されていることから、直接的な影響は小さいと考えられる

○	△	×	箇所 番号	△評価									×評価						
				植物	動物	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	利便性	建物	保育所 等	病院等	水道 水源	文化財	神社等	
5	2	3	16		●								●	●				●	●

**【No.16】**

・希少野生動物の生息地(河川の流域)であり、新施設の整備に適していないと考えられる

・8箇所を確認した結果、相対的に見て優位と考えられるNo.36、38、43の3箇所を選定に加えることとする

## エ 3次調査対象地の選定

4自治体の11箇所を3次調査対象地に選定することとする



※国土地理院発行の数値地図(国土基本情報)とESRIジャパンの全国市区町村界データを使用した。  
(c)Esri Japan